

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 21 日

地方厚生（支）局医療課	}	御中
都道府県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）		
都道府県後期高齢者医療主管部（局）		
後期高齢者医療主管課（部）	}	

厚生労働省保険局医療課

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について（通知）」
の一部訂正について

下記の通知について、別紙のとおり訂正しますので、その取扱いについて周知徹底を図られますよう、お願いいたします。

記

- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について（通知）」
の一部改正について（令和 8 年 6 月 1 日保医発 0601 第 1 号）（別紙）

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について（通知）」
の一部改正について
(令和 8 年 6 月 1 日保医発 0601 第 1 号)

別紙

柔道整復師の施術に係る算定基準の実施上の留意事項

第 1 ～第 3 (略)

第 4 再検料

1、2 (略)

3 第 2 の 1 に基づき初検料が算定できなかった場合において、負傷の治癒又は施術の中止の日の翌日から起算して 1 月を経過したする日以降の施術については、連続する 2 回まで再検料が算定できること。

なお、この場合において、1 月の期間の計算は、例えば、2 月 10 日～3 月 9 日、7 月 1 日～7 月 31 日、9 月 15 日～10 月 14 日等と計算する。

また、第 2 の 6 及び 7 の規定については、初回の再検について適用できるものとするが、施術時間及び時間外等に施術を行うに至った経緯を支給申請書の「摘要」欄に記載すること。

第 5 ～第 8 (略)

別紙様式 1 ～ 3 の 1 (略)

別添

施術録の記載・整備事項

1 施術録の記載項目

(1) 受給資格の確認

ア 保険等の種類

①健康保険（協・組・日） ②船員保険 ③国民健康保険

~~③~~④共済組合 ~~④~~⑤後期高齢 ~~⑤~~⑥その他

イ～オ （略）

(2)～(12)

2 （略）